

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2020年11月5日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【蒸発濃縮装置用ボイラー設備への消防からの指摘について】 2020年10月22日 双葉消防本部富岡消防署の危険物許可施設への立入検査において、蒸発濃縮装置用ボイラー設備の建屋から3m以内に構造物を設置したことにより、2011年7月の消防許可時の状態が維持されていない不適切な状態であるとの指摘を受けた。</p> <p>双葉消防本部富岡消防署からの指摘事項 蒸発濃縮装置用ボイラー建屋周囲への汚染拡大防止を目的とした堰および雨水防止カバーの設置。 タンク堰内の雨水移送配管等をボイラー建屋周囲に設置。</p> <p>今後、当該ボイラー設備に供給している重油配管の閉止処置を行い、危険物許可施設の廃止届出を行う。</p>	G II	10月30日
2	<p>【5号機 補助海水系ポンプ(A)硫酸第一鉄注入ラインのフレキシブルチューブからの滴下について】 5号機 補助海水系ポンプ(A)硫酸第一鉄注入ラインに硫酸第一鉄を注入した際、当該ラインのフレキシブルチューブより約2秒に1滴の滴下を確認。</p> <p>原因は、フレキシブルチューブにピンホール(極小径な穴)が発生し滴下したものと推定。 当該系統は、2日に1回、1時間程度の運転であり、それ以外は当該系統内を空状態にするため滴下はなし。 運転時の滴下量は極少量であり、環境への影響もないことから、注入操作は可能と判断。 よって、補助海水系ポンプ(A)への硫酸第一鉄注入操作は可能なため、系統への影響はなし。</p>	G III	10月30日
3	<p>【1号機 滞留水残水装置における「#1 除湿装置(B)異常」警報発生について】 1号機 滞留水残水装置において「#1 除湿装置(B)異常」警報発生に伴い、当該除湿装置(B)のフィルタエレメント交換および吸着剤交換のアラームが点灯。 当該警報は、除湿装置のフィルタエレメントおよび吸着材等の交換を促すために1万時間毎に発生するメンテナンス警報であり、設備の運転状態に異常を示すものではない。 現場確認の結果、設備等に異常がないことを確認。 2020年12月に計画されている点検に併せて、フィルタエレメントと吸着剤を交換予定。</p>	G III	11月2日
4	<p>【2号機 原子炉建屋オペレーティングフロア残置物移動・片付け業務委託作業における協力企業作業員のリストバンド(※)の紛失について】 2号機 原子炉建屋オペレーティングフロア残置物移動・片付け業務委託に従事している協力企業作業員が、作業終了後にリストバンドの紛失に気付いた。 作業開始前にリストバンドが装着されていることを協力企業で定めている積算線量計管理責任者にて確認済みのため、作業時または作業終了後の放射線防護装備着脱時に外れてしまった、もしくは入退域管理棟から退域後の移動時に脱落してしまった可能性があることと推定。 対策として、リストバンドを装着する際は、紐で手首に固縛する運用とする。 また、今後、協力企業作業員の被ばく線量評価を実施。</p> <p>※リストバンド:手首に装着する線量計</p>	G III	10月30日